

広島県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

世羅郡世羅町大字別迫字高山四三八の八・四三八の一五から四三八の一七まで（以上四筆国有林）、四二八の五・四三八の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）